

令和2年度飼料の業務報告（令和2年4月から令和3年3月）

1 飼料業務の概要

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、県内に流通する飼料の品質改善と安全性確保を推進するため立入検査を行い、届出や表示事項等の法令に基づく業務の実施、収去した飼料の分析、各種のガイドライン遵守状況等を確認した。

また、県内の飼料等販売者からの届出についての指導等を行った。

2 飼料等販売業者からの届出（対象は本社が県内に所在する事業者）

飼料販売業者からは14件、飼料添加物販売業者からは6件の届出があった(表1)。

表1 届出件数

区分	届出の種類	件数
飼料販売業者	新規届	3件
	変更届	9件
	廃止届	2件
	計	14件
飼料添加物販売業者	変更届	5件
	廃止届	1件
	計	6件
合計		20件

3 飼料の立入検査

(1) 立入検査の結果

県内の飼料等製造事業場や飼料の販売事業場・保管施設等について、55件の立入検査を実施した。使用原料や保管状況等による流通飼料の安全性確認や表示事項や届出内容、帳簿の備付け等法令に基づく業務実施の確認を行った(表2)。

また、牛用飼料の区分保管等BSEに関するガイドラインや食品残さ等利用飼料の安全確保ガイドライン等の遵守状況確認等を行った。指導内容、業者区分及び指導件数は以下のとおり。

併せて、都府に本社が所在する、届出や表示に不備のある業者については、本社の所在する都府に連絡し、指導等を要請した。

なお、表2の指摘事項「その他」の内訳は以下のとおり。

- ・ 飼料製造業者2件：BSE規則等備付け不備等
- ・ 飼料販売業者：24件

うち 販売業者の届出の不備：9件

うち BSE規則備付等の不備：19件

表2 検査結果

区分	立入検査箇所数 (a)	指摘事項		指摘事項内容 (件数)										指摘事項1箇所当たり指摘件数 (c/b)			
		箇所数 (b)	割合 (%) (b/a)	法第2章関係						規格適合飼料	法第8条表示	製造業者届	その他		計 (c)		
				成分規格	製造の基準	保存の基準	使用の基準	表示の基準	特定飼料等							製造管理者	
承認配合飼料工場																	
その他の配混合飼料工場	4	2	50					1					1		2		1
単体飼料工場	6	3	50					2					2	2	6		2
飼料製造業者 (上記以外)	1																
飼料添加物工場																	
飼料添加物製造業者 (上記以外)																	
飼料輸入業者																	
飼料添加物輸入業者																	
飼料販売業者	44	24	55											24	24		1
飼料添加物販売業者																	
使用者 (畜産農家)																	
使用者 (養殖漁家)																	
運送業者																	
運送取扱業者																	
倉庫業者 (サイロ)																	
倉庫業者 (サイロ以外)																	
計	55	29	53					3					3	26	32		

注1：飼料製造業者（その他）は本社及び中継基地を示す。

注2：複数指摘事項があった業者もいるため、箇所数と指摘事項数は一致しない。

※平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知に基づく、平成17年度からの飼料製造事業場及び飼料保管施設への検査実施率は以下のとおり。

- ・飼料製造事業場： 94.6 % (53 / 56 事業場)
- ・飼料保管施設： 92.9 % (209 / 225 施設)

(2) 収去検査

立入検査において、配合飼料2件、混合飼料1件、単体飼料3件、合計6件を収去し飼料の安全性及び栄養性を検査した。いずれも異常は認められなかった(表3表4)。

(3) 重量検査

単体飼料3件で実施した。異常は認められなかった。

表3 収去品の安全性に関する検査結果

区分	収去件数	検査項目		正常なもの		正常でないもの	
		カドミウム (件数)	鉛 (件数)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
配合飼料	2	2	2	2	100		
混合飼料	1	1	1	1	100		
単体飼料	3	3	3	3	100		
計	6	6	6	6	100		

表4 収去品の栄養性に関する検査結果

区分	収去件数	検査項目						正常なもの		正常でないもの	
		粗たん 白質 (件数)	粗脂 肪 (件数)	カル シウ ム (件数)	りん (件数)	粗 織 維 (件数)	粗 灰 分 (件数)	件 数	割 合 (%)	件 数	割 合 (%)
配合飼料	2	2	2	2	2	2	2	2	100		
計	2	2	2	2	2	2	2	2	100		

4 飼料の違反内容と処置及び指導事項

(1) 違反内容と処置 (行政指導)

該当なし。

(2) その他の指導事項

該当なし。

5 飼料検定状況

平成9年に本県内の公定規格飼料製造事業場が廃止されたため、平成10年以降福島県飼料検定条例に基づく飼料検定は実施していない。